

瀬高第 1409 号
令和 7 年 12 月 25 日

運営法人 代表者様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

瀬谷区高齢・障害支援課長

令和 7 年度認定調査員新規研修（2 月）の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

毎年、実施しております認定調査員新規研修を開催します。つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講について、ご配慮くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

1 対象者

次の 3 つの要件をすべて満たす方

- (1) 研修実施日時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成 21 年 1 月以降に行われた、平成 21 年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日 時

令和 8 年 2 月 13 日（金） 10 時 00 分から 16 時 45 分（9 時 30 分受付開始）

※現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、研修修了後でないと本研修は受講できません。

3 会 場

横浜市瀬谷区役所 5 階 AB 会議室

住所：横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地

4 受講内容

別紙「認定調査員新規研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

電子申請届出システムより申請

令和 8 年 1 月 16 日（金）から 2 月 5 日（木）まで

6 研修当日に持参する物

- (1) 介護支援専門員証
- (2) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（職員証、社員証等）
- (3) 筆記用具

※研修当日に受講資格の確認をいたします。また、研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載いただきます。

【裏面あり】

7 その他

- (1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」(厚生労働省)により規定された研修であるため、全課程を修了しない場合(遅刻又は早退等)は、認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。
- (2) 研修日の翌日から3日間の間(土日祝除く)に研修主催者が受講確認をします。研修主催者から連絡等がなければ、研修日の翌日から4日後(土日祝除く)から調査に従事できます。
ただし、研修当日に、不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事いただくことはできません。
- 【例】2月13日が研修日の場合、2月16日～2月18日に受講確認、2月19日から調査可。
- (3) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。
- (4) ご不明な点がございましたら、本市ホームページ掲載のQ&Aをご確認の上、お問い合わせください。

◆電子申請届出システムURL

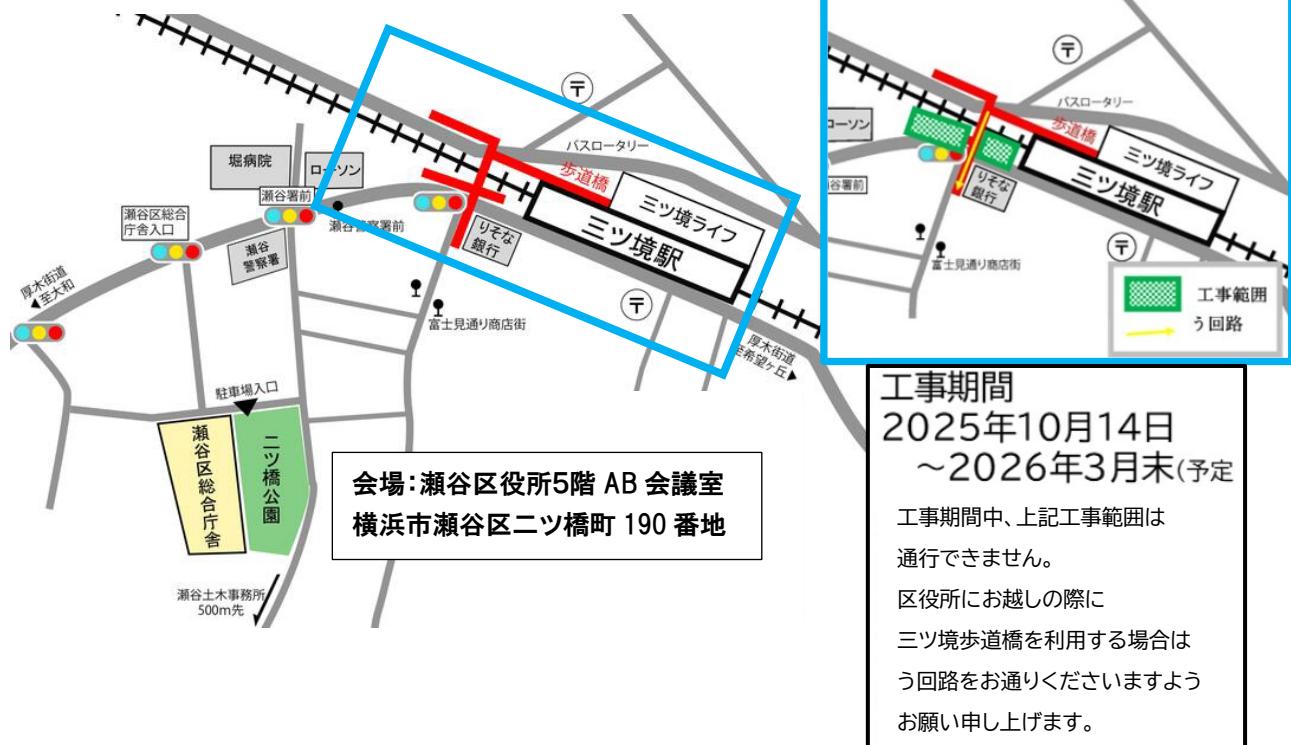
申込期間: 令和8年1月16日(金)から2月5日(木)まで

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b4ec9060-c3ea-4899-a918-69045ab8ef81/start>

二次元コードからもアクセス可能です



◆研修会場案内図



担当 横浜市瀬谷区高齢・障害支援課介護保険担当
TEL: 045-367-5717
E-mail: se-kaigo@city.yokohama.lg.jp